

# 日野市保育の質ガイドライン 策定委員 第2回

令和5年11月28日(火)  
14時~16時  
日野市役所本庁舎503会議室

日野市子ども部保育課

# 本日の流れ

1. 開会
2. 前回までの振り返り
3. 事務局からの説明～保育に関する国・都・市の動きについて～
4. 質問・意見
5. 事例集について
  - サンプル事例の発表について
  - 事例集に関する意見交換
  - 今後の進め方について
6. その他
7. 閉会

前回までの振り返り

# ガイドラインの位置づけ

- 児童の権利に関する条約
- 児童憲章
- 子ども基本法
- 児童福祉法
- 子ども・子育て支援法

など

- 日野市子ども条例
  - 日野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- など

保育所保育指針

「新！ひのっ子すくすくプラン」

(仮称) 日野市保育の質ガイドライン

各園での保育計画・保育目標  
マニュアル等

各園での保育実践



# 主な内容（案）

## 保育内容

- ・日野市の保育が目指すもの・大切にしたいこと
- ・保育の質向上のため、それぞれの役割・取組み

## 事例集

- ・各園での良い取組みの事例・エピソード集
- ・日野市で大切にしたい保育の項目別に整理して掲載

## チェック リスト

- ・日野市が目指す保育上の具体的なポイント（ヒント）
- ・子どもの視点での記述など

# 策定のスケジュール

## ■策定のスケジュール（案）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R5年度							委員会開催（5回程度）					
										専門部会（WG）による作業		
R6年度		委員会開催（月1回程度）									内容完成	
		専門部会（WG）による意見交換・編成作業										
R7年度	印刷製本	説明会	運用状況の確認等							運用状況報告会		

以降も継続的に、ガイドラインの運用状況の確認・見直しを行っていく

# 策定までのロードマップ①

回	日付		委員会	専門部会 (WG)
第1回	R5.10.24	委員会	◆ガイドライン策定の趣旨・目標の共有 ◆保育の質に関する理解を深める	
第2回	R5.11.28	委員会	◆保育に関する国・日野市等の動き等 ◆事例集(案)の説明・意見交換	
第3回	R5.12.19	委員会	◆日野市保育理念に関する意見交換 ◆事例集(案)の意見交換、項目リストの確定、今後のやり方について等	
第4回	R6.1.23	委員会	◆日野市保育理念に関する意見交換 ◆事例集(案)の今後の作り方(全体へ依頼)	
第5回	R6.2.14	全体研修	◆保育の質について全体で理解を深める ◆事例集の作成を全体に呼びかける	
第6回	R6.2.28	委員会	◆日野市保育理念(案)の検討	◆事例受付・順次整理
第7回	R6.3.12	委員会	◆日野市保育理念の確定 ◆令和6年度の進め方確認	◆事例の精査

# 策定までのロードマップ②

回	日付	委員会	委員会	専門部会 (WG)
第8回	R6.5頃	委員会	◆事例集の検討①キーワード洗い出し	◆事例集の精査
第9回	R6.6頃	委員会	◆事例集の検討②キーワード洗い出し ◆ガイドライン項目検討	◆事例集の精査
第10回	R6.7頃	委員会	◆事例集の検討③キーワード洗い出し ◆ガイドライン項目検討	◆事例集の精査 ◆ガイドラインの作成
第11回	R6.9頃	委員会	◆ガイドライン (案) の検討①	◆ガイドラインの作成
第12回	R6.10頃	委員会	◆ガイドライン (案) の検討②	◆ガイドラインの作成
第13回	R6.11頃	委員会	◆ガイドライン (案) の検討③	◆ガイドラインの作成
第14回	R6.12頃	委員会	◆ガイドライン (案) の検討④ ◆チェックリスト検討①	◆チェックリストの作成
第15回	R7.1頃	委員会	◆チェックリスト検討②	◆チェックリストの作成
第16回	R7.2頃	委員会	◆ガイドライン最終版確認	

# 事務局からの説明

保育に関する国・都・市の動きについて

# 【日野市】未就学児人口

(単位：人)

何年前	時点1	時点2	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	前年比
10年前	H25.4	2013.4	1,480	1,486	1,576	1,557	1,526	1,586	9,211	+6
9年前	H26.4	2014.4	1,496	1,577	1,536	1,594	1,589	1,546	9,338	+127
8年前	H27.4	2015.4	1,505	1,577	1,605	1,571	1,626	1,599	9,483	+145
7年前	H28.4	2016.4	1,587	1,569	1,582	1,602	1,573	1,630	9,543	+60
6年前	H29.4	2017.4	1,528	1,612	1,575	1,574	1,597	1,570	9,456	▲87
5年前	H30.4	2018.4	1,368	1,548	1,607	1,581	1,578	1,598	9,280	▲176
4年前	H31.4	2019.4	1,400	1,407	1,547	1,625	1,559	1,569	9,107	▲173
3年前	R02.4	2020.4	1,385	1,476	1,446	1,575	1,631	1,577	9,090	▲17
2年前	R03.4	2021.4	1,286	1,400	1,477	1,463	1,580	1,634	8,840	▲250
1年前	R04.4	2022.4	1,254	1,322	1,384	1,458	1,456	1,590	8,464	▲376
	R05.4	2023.4	1,181	1,273	1,314	1,387	1,493	1,464	8,112	▲352
	R5.10	2023.10	1,196	1,256	1,273	1,431	1,409	1,502	8,067	
5年前との比			▲187	▲275	▲293	▲194	▲85	▲134	▲1,168	
10年前との比			▲299	▲213	▲262	▲170	▲33	▲122	▲1,099	

■ 5年前から1,000人以上減少しており、今後もこの傾向が続くと見込まれる。

# 【日野市】 保育所等申込人数・申込率

(単位：人)

何年前	時点1	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上	合計	前年比	申込率	前年比2
10年前	H25.4	275	570	586	627	1,214	3,272	-	35.5%	-
9年前	H26.4	289	594	635	652	1,245	3,415	+143	36.6%	1.0%
8年前	H27.4	316	612	653	664	1,355	3,600	+185	38.0%	1.4%
7年前	H28.4	348	673	650	658	1,337	3,666	+66	38.4%	0.5%
6年前	H29.4	357	724	685	663	1,330	3,759	+93	39.8%	1.3%
5年前	H30.4	335	728	733	727	1,359	3,882	+123	41.8%	2.1%
4年前	H31.4	335	698	759	768	1,449	4,009	+127	44.0%	2.2%
3年前	R02.4	342	735	759	792	1,530	4,158	+149	45.7%	1.7%
2年前	R03.4	329	721	765	763	1,603	4,181	+23	47.3%	1.6%
1年前	R04.4	286	713	754	781	1,588	4,122	▲59	48.7%	1.4%
	R05.4	264	733	768	781	1,576	4,122	±0	50.8%	2.1%
5年前との比		▲71	+5	+35	+54	+217	+240		+9.0%	
10年前との比		▲11	+163	+182	+154	+362	+850		+15.3%	

- 申込人数は増加の後、横ばいに。
- 申込率は年々増加傾向にあり、今後もこの傾向が続くと見込まれる。

# 【日野市】待機児童数

(単位：人)

年度	基準	待機児童数						
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
H26	新基準	188	24	80	49	27	7	1
H27	新基準	164	31	54	55	20	3	1
H28	新基準	183	37	89	45	10	2	0
H29	新基準	252	59	141	47	3	2	0
H30	新基準	139	31	79	25	4	0	0
R1	新基準	46	8	20	10	7	1	0
R2	新基準	38	8	25	5	0	0	0
R3	新基準	35	8	23	4	0	0	0
R4	新基準	16	1	10	5	0	0	0
R5	新基準	33	2	26	5	0	0	0

■待機児童数は、年々減少傾向。令和5年度は申込者数増及び受入量減に伴い、一時的に増となったが、一過性のものと捉えており、今後は減少傾向になると見込む。

# 【日野市】市内保育施設の現状

令和5年1月1日時点

No	区分	種類	園数	合計
1	特定教育・保育施設	認可保育所（公立）	9	48
2		認可保育所（私立）	32	
3	地域型保育事業	小規模保育事業	5	
4	認定こども園	認定こども園（幼稚園型）	2	51
5	都制度	認証保育所	9	
6		家庭的保育事業（都ママ）	1	
7	認可外保育施設	認可外保育施設（居宅訪問）	29	
8		認可外保育施設（事業所内・院内）	2	
9		認可外保育施設（企業主導型）	5	
10		認可外保育施設（その他）	5	
11			総合計	99

■平成26年からの10年間で、認可保育所（私立）を10園整備。  
（うち、2園が民営化）

# こども未来戦略方針

※令和5年6月13日「こども未来戦略方針」より抜粋

## Ⅲ-1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

### 2. 全てのこども・子育て世代を対象とする支援の拡充

#### (2) 幼児教育・保育の質の向上 ～75年ぶりの配置基準改善と更なる処遇改善～

○ 待機児童対策の推進により量の拡大は進んだものの、一方で、昨今、幼児教育・保育の現場でのこどもをめぐる事故や不適切な対応事案などにより子育て世帯が不安を抱えており、安心してこどもを預けられる体制整備を急ぐ必要がある。

○ このため、保育所・幼稚園・認定こども園の運営費の基準となる公的価格の改善について、公的価格評価検討委員会中間整理（2021年12月）を踏まえた費用の使途の見える化を進め、保育人材確保、待機児童解消その他関連する施策との関係を整理しつつ、取組を進める。

○ 具体的には、「社会保障と税の一体改革」以降積み残された1歳児及び4・5歳児の職員配置基準について1歳児は6対1から5対1へ、4・5歳児は30対1から25対1へと改善するとともに、民間給与動向等を踏まえた保育士等の更なる処遇改善を検討する。

# こども未来戦略方針

※令和5年6月13日「こども未来戦略方針」より抜粋

## Ⅲ-1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

### 2. 全てのこども・子育て世代を対象とする支援の拡充

#### (3) 全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～

○ 0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある。

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、**就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設**する。

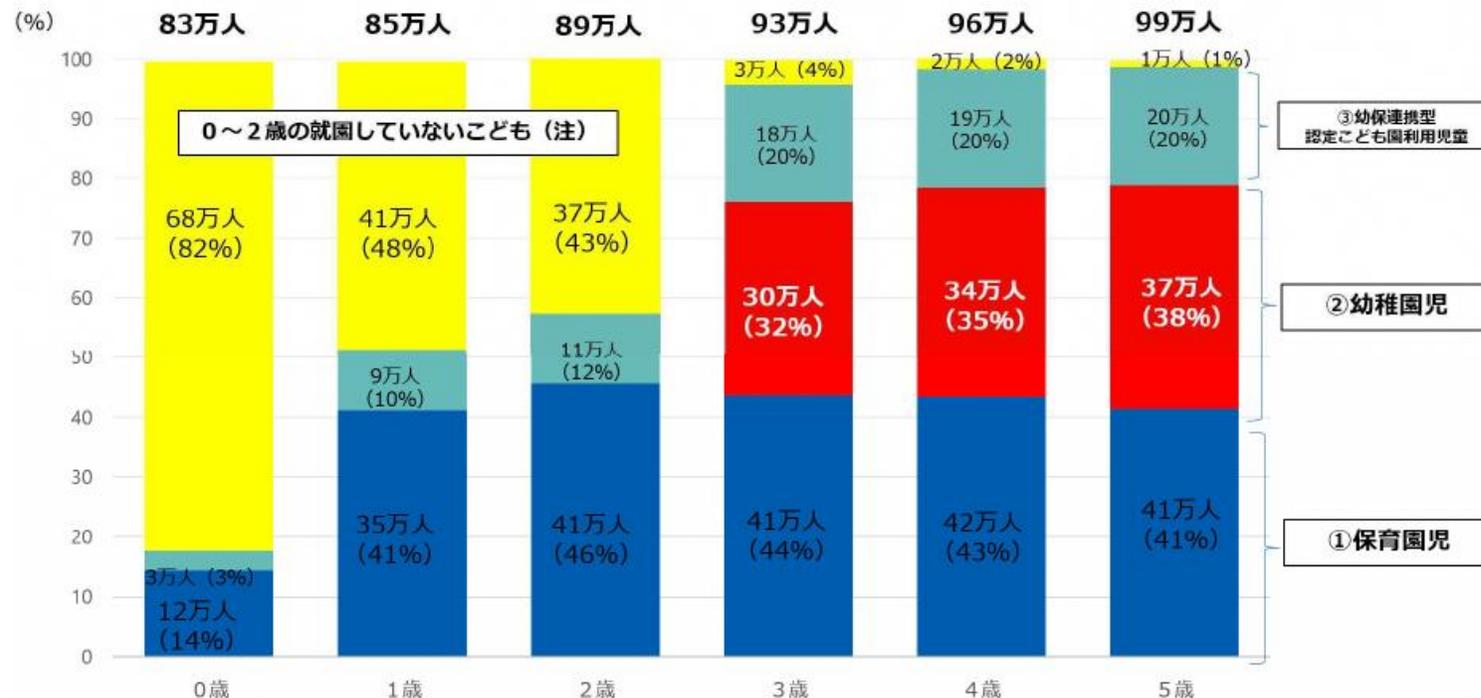
具体的な制度設計に当たっては、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制の状況も見極めながら、速やかに全国的な制度とすべく、本年度中に未就園児のモデル事業を更に拡充させ、2024年度からは制度の本格実施を見据えた形で実施する。

あわせて、**病児保育の安定的な運営に資するよう、事業の充実**を図る。

# 「こども誰でも通園制度（仮称）」

- 就園していないこどもは0～2歳児の約6割を占める。現行の保育所等の制度では、就労等の保育の必要性がある者を対象としており、専業主婦家庭等を含めた就園していないこどもへの支援を強化していく必要。

## 【年齢別の就園していないこどもの割合（令和3年度）】



※こども家庭庁「第1回子ども・子育て等企画委員会資料1」（令和5年10月31日）

# こども未来戦略方針

※令和5年6月13日「こども未来戦略方針」より抜粋

## Ⅲ-1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

### 2. 全てのこども・子育て世代を対象とする支援の拡充

#### (5) 多様な支援ニーズへの対応

～社会的養護、障害児、医療的ケア児等の支援基盤の充実とひとり親家庭の自立支援～

○ 経済的に困難な家庭のこども、障害のあるこどもや医療的ケア児、異なる文化的背景を持つこどもなど、多様な支援ニーズを有するこどもの健やかな育ちを支え、「誰一人取り残さない」社会を実現する観点から、それぞれの地域において包括的な支援を提供する体制の整備が求められる。

#### (障害児支援、医療的ケア児支援等)

○ 障害の有無にかかわらず、安心して暮らすことができる地域づくりを進めるため、[地域における障害児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進](#)する。具体的には、地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターについて、専門的な支援の提供と併せて、地域の障害児支援事業所や保育所等への支援を行うなどの機能強化を行うとともに、保育所等への巡回支援の充実を図る。また、医療的ケア児、聴覚障害児など、専門的支援が必要なこどもたちへの対応のため地域における連携体制を強化する。こうした体制の強化が全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進め、地域の支援体制の整備を促進する。

# 【都】

## 保育所等における送迎バス等安全対策支援事業

### 概要

令和4年9月に発生した園児置き去り事故を踏まえた緊急対策として、送迎バス等への安全装置の設置を支援するなど、子供の安全・安心を確保するための区市町村の取組を支援する。

※国の支援策を踏まえ、都独自に対象を拡充

### 【事業実施期間】

令和4年12月15日（第4回都議会定例会における補正予算成立後）から令和5年度末まで

※送迎バス用の安全装置は国が策定する「安全装置の仕様に関するガイドライン」に適合する場合に限り、令和4年4月1日以降も補助対象

事項	補助対象経費	補助対象施設	補助上限	補助率
①送迎バスの 子供の 置き去り防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>送迎バスの置き去り防止に係る以下の経費を補助 ※送迎バスは、送迎用の自動車を含む。</li> <li>(1)送迎バス用の安全装置の設置 安全装置に係る機器等の導入経費を補助</li> <li>(2)安全管理マニュアル等に基づく研修の実施 職員研修の実施に係る経費を補助(講師謝金等)</li> <li>(3)安全点検、改修、コンサル等 バスの安全点検や改修、置き去り防止に係るコンサル経費等を補助</li> </ul>	<p>認可保育所、認定こども園、認証保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業（都制度を含む）、事業所内保育事業、認可外保育施設、広域的保育所等利用事業、学童クラブ ※公立施設を含む</p>	100万円/台	10/10
②その他の置き去り等事故防止・午睡時の事故防止 ※バス送迎を行っている施設については、バスの事故防止対策を適切に講じることを要件とする	<ul style="list-style-type: none"> <li>送迎バス以外の以下の事故防止に係る経費を補助</li> <li>(1)置き去り等の事故防止 園外・園内活動時の置き去り・見失い・飛び出し等事故の防止に資する機器等を導入するための経費を補助 &lt;対象経費例&gt;</li> <li>ICTを活用した子供見守りサービス（GPSやBluetoothを活用したシステム等）の導入経費</li> <li>保育所等からの飛び出し防止に係る経費</li> <li>(2)午睡時の事故防止 睡眠中の事故防止のため、ベビーセンサー等の設備や機器の導入に係る経費を補助 ※対象児童は原則0～2歳児</li> </ul>	<p>認可保育所、認定こども園、認証保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業（都制度を含む）、事業所内保育事業、一時預かり事業、定期利用保育事業、病児保育事業、認可外保育施設、学童クラブ ※公立施設を含む</p> <p>認可保育所、認定こども園、認証保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業（都制度を含む）、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業、一時預かり事業、定期利用保育事業、病児保育事業、認可外保育施設、ベビーシッター利用支援事業 ※公立施設を含む</p>	200万円/施設	10/10

※ベビーシッター利用支援事業の認定事業者に対しては、別途、都が直接補助

※東京都保育支援課「令和5年度保育事務説明会」配布資料より抜粋

### 背景

- 保育サービスの基盤整備が進んだ結果、保育所や幼稚園の空き定員が増加（認可保育所の定員の充足率：H28 97.8%⇒R4 90.5%）
- 約3割の家庭は、ある程度の年齢までは在宅での育児を希望する一方、保育所等での一時預かりや育児相談ニーズは高い
- 子供のよりよい成長のためには、早期から他者に関わる機会を確保することが有益

### 令和5年度の取組

- 他者との関わりの中で、非認知能力の向上など、子供の健やかな成長が図られるよう、保護者の就労等の有無にかかわらず、保育所等で児童を定期的に預かる新たな仕組みを創出
- 併せて、支援が必要な家庭を新たなサービスにつなぎ、継続的に支援

### 《事業概要》

対象児童	特定教育・保育等の利用の対象となっていない0-2歳児（原則） ※ 一定程度継続的に保育所等を利用すること
実施主体	区市町村又は区市町村が適切と認めた者
実施場所	幼稚園・認可保育所・認定こども園・認証保育所・小規模保育事業・事業所内保育事業 等の多様な場所
設備及び人員基準	定期利用保育事業と同様の基準
利用料の上限額	日額2,200円 月額44,000円を上限（原則） ※
補助内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 運営費 1施設当たり 年7,844千円</li> <li>② 開設準備経費 事業実施に必要な改修費、備品購入経費等 1施設当たり 4,000千円</li> <li>③ 利用者負担軽減（上限額） 生活保護世帯：日額3,000円 住民税非課税世帯：日額2,400円 年収360万円未満世帯：日額2,100円</li> <li>④ 要支援家庭等対応強化加算 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所等における預かり 1施設当たり年額742千円 及び 実費負担額</li> <li>・ 連携調整員の配置 1区市町村当たり年額2,333千円</li> </ul> </li> </ul>
負担割合	都：10/10

※ 利用料の上限額は日額制の場合は1日8時間利用、月額制の場合は1月160時間利用の場合の上限額。それを超える場合は、1時間あたり275円が上限額。

# 地域における小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動事業の利用支援

## 目的

子ども・子育て支援法に規定された地域子ども・子育て支援事業（いわゆる13事業）として、小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担の軽減を図ることで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る。

## 概要

【実施主体】 区市町村

【対象経費】 幼児教育・保育の無償化を受けていない、対象施設等を利用する幼児の保護者が支払う利用料

【基準額】 対象幼児1人当たり月額 2万円

過去3ヶ年の平均月額利用料が2万円を下回る対象施設等を利用する幼児は、当該平均月額利用料

【給付方法】 区市町村から保護者に直接給付

【負担割合】 国、都、区市町村1/3ずつ

【対象施設等の基準】 ※ 必須（網掛け）以外は区市町村の裁量で内容や確認方法等の変更可。その際は、合議制の機関で審議

職員	○職員：有資格者3分の1以上（幼稚園教諭、保育士、看護師） ○配置基準（幼児：活動従事者）3歳児 20：1 / 4歳以上児 30：1 また、2人を下回ってはならない。
設備	○面積基準：集団活動室 1、65㎡以上/人 ○設備基準：調理室、便所、手洗用設備、必要な遊具等の備え付け
対象施設等	○開所時間：概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上 ○幼児教育・保育の無償化の対象となる満3歳以上の子供が、当該施設等を利用する満3歳以上の子供の概ね半数を超えないこと。
非常時の対応	・消火用具、非常口の設置 ・非常災害に対する計画策定、訓練の実施 ・集団活動室を2階に置く場合は準耐火、3階以上に置く場合は耐火建築物（建物が無い場合、活動の実態に応じて必要と考えられる措置）
幼児の処遇等	○活動内容 ・幼児一人一人の心身の発育や発達の状況に基づいた適切な活動の計画を策定・実施 ・各施設等の活動方針に基づいた計画の策定 ○給食：年齢等に配慮した食事内容等 ○健康管理・安全確保 ○職員・子供の帳簿の整備 ○適切な会計処理が確認可能

# 不適切保育に関する国の動向

R3.3	不適切保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き	厚生労働省 (株式会社キャンパスキャン)
R4.12	保育所等における虐待等に関する対応について	厚生労働省 内閣府
R4.12	保育所等における虐待等の不適切な保育への対応等に関する実態調査について	厚生労働省 文部科学省 内閣府
R5.3	児童福祉法施行令の一部を改正する政令等の公布（適切な保育の観点から指導監査は実地が原則。）	厚生労働省
R5.3	保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について	厚生労働省
R5.5	<b>昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について</b> （「 <b>保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン</b> 」の策定）	こども家庭庁 文部科学省
R5.5	虐待等の未然防止に向けた保育現場の負担軽減と巡回支援の強化について	こども家庭庁 文部科学省

## 昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について

- 昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について、次の2点を基本的な考え方として、進めていくこととする。
  - ① こどもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う・こどもを預けられるようにすること
  - ② 保育所等、保育士等の皆様が日々の保育実践において安心して保育を担っていただくこと
- 具体的には、下記3点の対応を行う（5/12付でこども家庭庁・文部科学省連名の通知を発出）。

### ① 虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインの策定

今まで必ずしも明確ではなかった「不適切な保育」の考え方を明確化するとともに、保育所等、自治体等に求められることを整理したガイドラインを策定。

### ② 児童福祉法の改正による制度的対応の検討

保育所等における虐待等への対応として児童福祉法の改正による制度的対応を検討。

### ③ 虐待等の未然防止に向けた保育現場の負担軽減と巡回支援の強化

保育現場の負担軽減に資するよう、運用上で見直し・工夫が考えられる事項について周知。併せて、巡回支援事業の更なる活用等について周知。

# ① 保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（概要）

調査の結果、  
 ・「不適切な保育」の捉え方や  
 ・保育所、自治体における取組・対応に  
 ばらつきが見られた。

調査結果を踏まえ、  
 ・「不適切な保育」の考え方を明確化  
 ・保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応に関して、保育所等、  
 各自治体に求められる事項等を整理

## 「不適切な保育」や「虐待等」の考え方

〔「不適切な保育」や「虐待等」の考え方のイメージ図〕

こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり

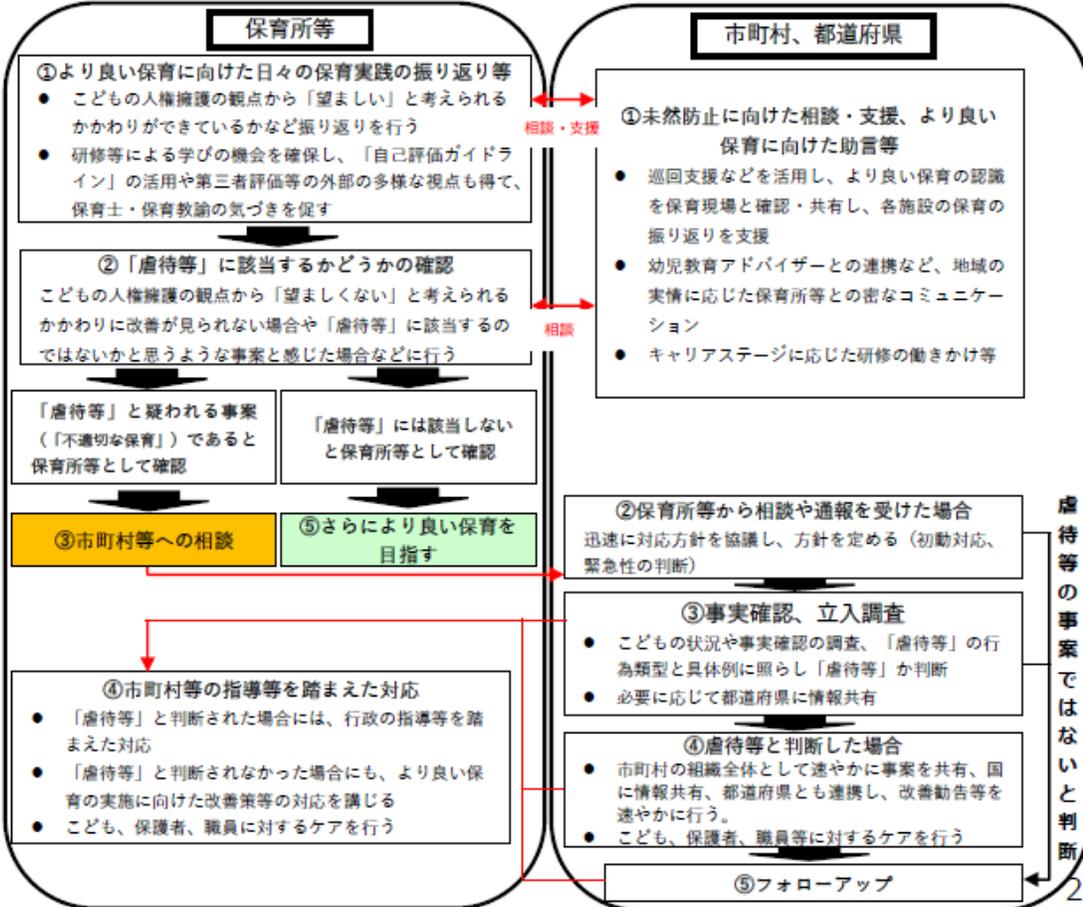
虐待等と疑われる事案(いわゆる「不適切な保育」)

- 虐待等**
- 身体的虐待
  - 性的虐待
  - ネグレクト
  - 心理的虐待
- その他、「こどもの心身に有害な影響を与える行為」

虐待	「身体的虐待」、「性的虐待」、「ネグレクト」、「心理的虐待」に該当する行為
虐待等	「虐待」に加えて「こどもの心身に有害な影響を与える行為」を含んだ行為 <small>※児童福祉施設設備運営基準第9条の2で禁止される「法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為」と同義。</small>
不適切な保育	「虐待等」と疑われる事案※
「望ましくないと考えられるかかわり」	こどもの人権擁護の観点から「望ましくないと考えられるかかわり」

（※）これまで「不適切な保育」と全国保育士会の「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」の5つのカテゴリー（①子ども一人ひとりの人格を尊重しないかかわり、②物事を改善するようなかかわり・脅迫的な言葉がけ、③罰を与える・乱暴なかかわり、④一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮しないかかわり、⑤差別的なかかわり）とを同じものとしていたが、同カテゴリーの中には「不適切な保育」とは異なるものも含まれており、「不適切な保育」の位置づけを見直した。

## 保育所等、市町村及び都道府県における対応のフローチャート



# 虐待等の考え方の整理

## 【虐待等】

■身体的虐待	保育所等に通うこども の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
■性的虐待	保育所等に通うこどもにわいせつな行為をすること又は 保育 所等に通うこどもをしてわいせつな行為させること 。
■ネグレクト	保育所等に通うこどもの心身正常な発達を妨げるよう著しい減食又は長時間の放置、当該保育所等に通う他のこどもによる①②又は④までに掲げる行為の放置その他の保育所等の職員としての業務を著しく怠ること。
■心理的虐待	保育所等に通うこどもに対する著しい暴言又はく拒絶的な対応その他の保育所等に通うこども に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
■保育所等に通うこどもの心身に有害な影響を与える行為	

※個別の行為等が虐待等であるかどうかの判断

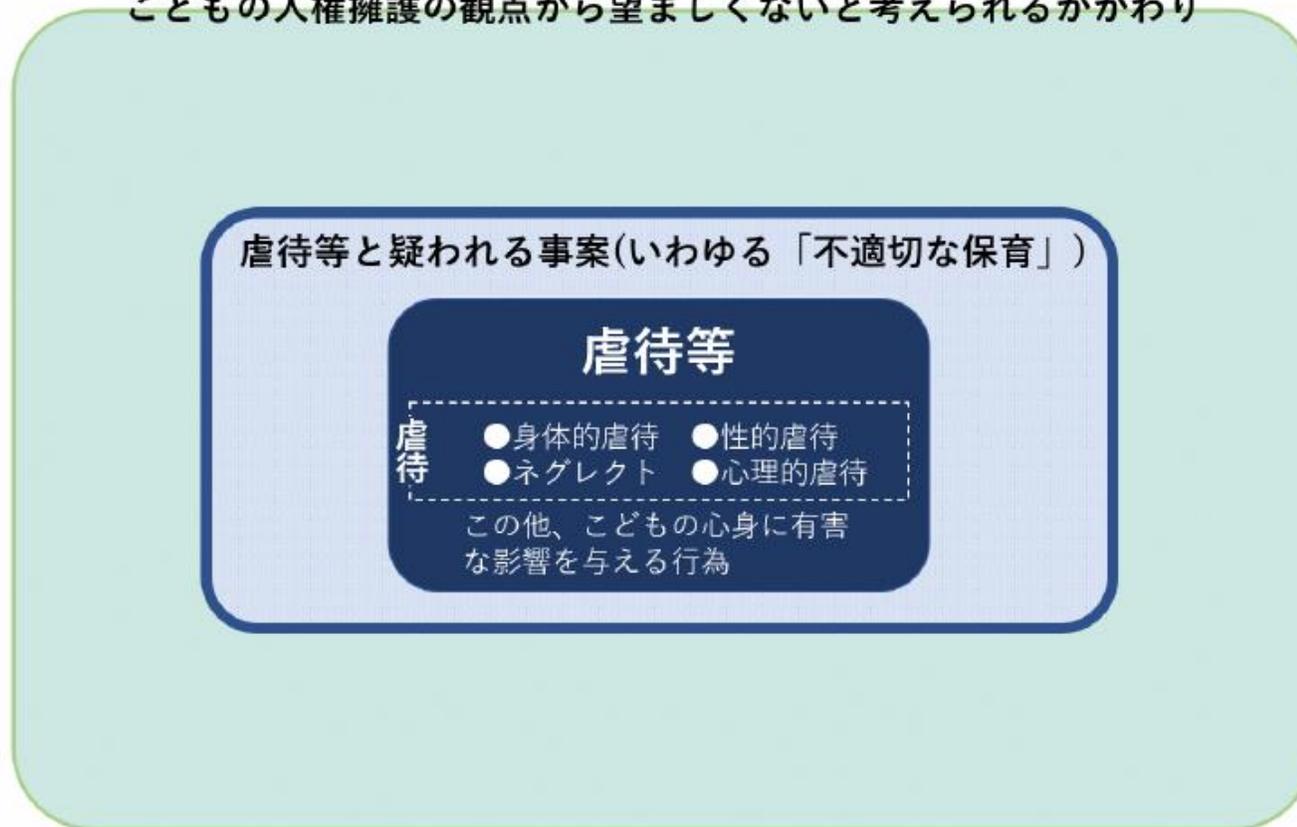
⇒こどもの状況、保育所等の職員の状況等から総合的に判断する。

その際、保育所等に通う **こどもの立場に立って判断**すべきことに特に留意する必要がある。

# 虐待と不適切保育の考え方

(「虐待等」と「虐待等と疑われる事案(不適切な保育)」の概念図)

こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり



※「不適切保育」＝「虐待等と疑われる事案」  
≠全国保育士会チェックリスト「『良くない』と考えられるかかわり」

# 保育所等職員の虐待等通報義務

保育所等の職員による虐待に対する  
制度上の仕組みは限定的。

	通報義務	通報を受けた際の適切な権限行使	都道府県による事案の公表	国による調査・研究	国によるガイドライン等の有無
児童養護施設等	○	○	○	○	○
障害者施設	○	○	○	○	○
高齢者施設	○	○	○	○	○
保育所等	×	○	×	×	○

※通報を受けた際の対応に関する規定は無いが、児童福祉法に基づく一般的な規定として、虐待等の事案に対して、都道府県等による指導監査等を通じて把握し、適切に対処していくこととなる。

# 虐待通報義務の制度化

## 保育現場の虐待 通報を義務づけ

### こども家庭庁 改正法案 提出へ

こども家庭庁は7日、保育所や認定こども園などの職員による虐待について、発見した人に通報

義務を課す制度改正の概要を示した。同庁の調査で「不適切保育」に虐待事案が含まれていること

が明らかになり、対応が求められていた。早ければ、来年の通常国会に児童福祉法などの改正案を提出する。

7日のこども家庭審議会の委員会で示した。同庁によると、保育所などの職員による虐待を発見した人に通報を義務づける。対象は、保育所や認定こども園、認可外保育所など。幼稚園などは所

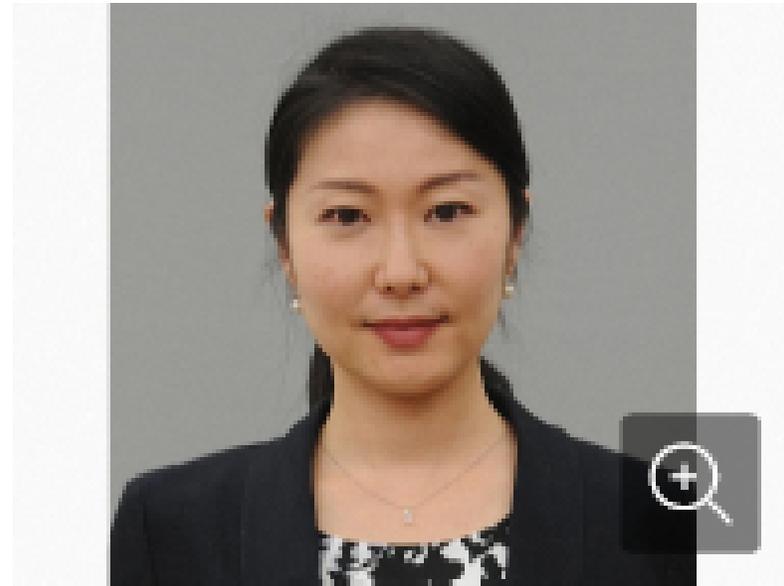
管の文部科学省が対応を進める。

障害者施設や高齢者施設では、職員による虐待について発見者に通報義務が課される一方、保育所などには課されていない。同庁は「不適切な保育」について今年5月に公表。914件のうち90件の虐待を確認し、「制度的対応を検討する」としていた。

# 「日本版DBS」 条例違反も犯歴照会対象に こども家庭 庁が検討

社会 | 速報

毎日新聞 | 2023/11/24 18:19 (最終更新 11/24 18:19) 486文字



加藤 鮎子 こども政策担当相

性犯罪歴がある人が子どもと関わる職業に就かない  
ようにするための仕組み「日本版DBS」について、こども家庭庁は、痴漢など自治体が定める条例違反も犯歴を照会できる対象に加える検討に入った。同庁は、来年の通常国会に関連法案を提出することを目指している。

日本版DBSは、保育所や学校などが保育士や教員ら  
を採用する際、性犯罪歴がないことを照会できるように  
する仕組み。性犯罪歴のある人物を遠ざけること

で、子どもの性被害を防ぐことが期待されている。

※2023年11月24日 毎日新聞サイト抜粋

# 日野市の取組み

## 保育の質向上 に向けた取組み

- ◆日野市保育の質ガイドライン（仮称）の策定
- ◆不適切保育通報窓口の設定
- ◆不適切保育に関する対応マニュアルの作成
- ◆幼児教育・保育の在り方検討委員会 など

## 多様な支援 ニーズへの 対応

- ◆医療的ケア児受入に関するガイドラインの検討
- ◆こども誰でも通園制度（仮称）の検討
- ◆地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業の検討 など

質問・意見

# 事例集について

◆ サンプル事例の発表について

◆ 事例集に関する意見交換

- 事例の書式や項目について
- 掲載事例の項目について
- コラム等について

◆ 事例集の今後の進め方について

# 第3回委員会

## ■日時

令和5年12月19日（火） 14時～16時

## ■場所

日野市役所本庁舎5階 503会議室

## ■内容（予定）

- ・事例集について（第2回の打合せを踏まえて）
- ・日野市保育理念（仮）に関する意見交換について

ご参加いただきありがとうございました。

日野市保育の質ガイドライン  
策定委員会  
第2回

令和5年11月28日(火)  
14時~16時  
日野市役所本庁舎503会議室

日野市子ども部保育課